



サンフランシスコ・ベイエリア大学間連携ネットワーク 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、サンフランシスコ・ベイエリア大学間連携ネットワーク (Japanese University Network in the Bay Area, JUNBA) という。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、米国内で活動する日本の大学間の連携を図り、日本の大学の国際化、国際的人材の養成、産学連携等の諸活動を支援し、日本及び米国における教育・研究の発展と、産業創出に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、学術集会、講演会、国際交流会などの開催、及び連絡会議やホームページ等による情報交換、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会員

(種別)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同しその事業に積極的に参加し活動する大学または大学の拠点、学術関連団体、法人、政府機関、非営利団体及び個人をいう。

- 2 正会員 本会の目的に賛同し入会した米国に拠点を有する大学またはその大学拠点、および学術関連団体。
- 3 準会員 本会の目的に賛同し入会した米国に拠点を有しない日本の大学、法人、政府機関、および非営利団体。
- 4 個人会員 本会の目的に賛同して入会し、その事業に積極的に参加し活動する個人。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする個人または団体は、会員1名以上の推薦を得た上で入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第6条 会員は、理由を付した退会届を会長に提出して退会することができる。また、理事会において本会の会員として適当でないと議決された会員は、会長によって退会される。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会には、会長1名、副会長1名、事務局長1名、理事若干名の役員を置く。
2 会長、副会長、事務局長は理事を兼務する。

3 理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第8条 理事は、大学拠点代表者、学術関連団体代表者から互選により選出される。

理事会は、必要に応じて会員の中から若干名の理事を選ぶことができる。

2 会長は、理事の中より互選により選出される。

3 副会長、事務局長、及び常務理事は、会長が理事の中から指名し、理事会で選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時には会長の職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務を統括する。

4 常務理事は、本会の常務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、本会に関する諸事業を立案し、審議し、実施する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、理事会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長が統括する。

(アドバイザー)

第13条 本会には、若干名のアドバイザーによって構成されるアドバイザリー・ボードを置く。

2 アドバイザーは、本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、進言・助言する個人をいう。

メンバーは、サンフランシスコ・ベイエリアに展開する大学、学術団体、省庁関連団体、地方自治体関連団体、非営利団体、企業などにおける代表者から、理事会によって選任される。

3 理事会は、アドバイザーの中から、名誉アドバイザー、エグゼクティブ・アドバイザー、及びアドバイザーを選任することができる。

4 名誉アドバイザーは、本会の最高顧問であり、理事会に対し重要な指針を与える。

5 エグゼクティブ・アドバイザーは、理事会に対し重要な進言・助言を与える。

6 アドバイザーは、理事会に対しより定期的な進言や助言、及び専門的な情報や知識を与える。

7 アドバイザーの任期は、2年とし再任を妨げない。

第5章 会議

(理事会の招集など)

第14条 理事会は、原則として毎月1回、会長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、臨時の理事会を招集することができる。

3 会長は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、理事会の承認によってオブザーバーの参加を認めることができる。

(理事会の定足数等)

- 第15条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

- 第16条 総会は、本会の最高の意思決定機関であり、正会員、準会員、個人会員をもって組織する。

(総会の招集等)

- 第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。
- 2 通常総会は、毎年一回召集し、その時期は4月を常例とする。
 - 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が召集する。
 - 4 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面を、電子メール、FAX、または郵送にて通知する。
 - 5 総会の議長は、会長とする。

(総会の報告事項と議決事項)

- 第18条 総会では、本会の業務に関する重要事項について報告し、次の事項に関しては理事会が提案し、総会で議決する。
- 2 事業計画及び収支予算についての事項。
 - 3 事業報告及び決算についての事項。

(総会の定足数)

- 第19条 総会は、正会員現在数の過半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した正会員、及び他の正会員を代理として表決を委任した正会員は、出席とみなす。
- 2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第20条 理事会及び総会では、議事録を作成し、議長及び事務局長が内容を確認した後に、出席理事が改めて確認の上、これを保存する。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

- 第21条 本会則は、理事会及び総会の議決を経なければ変更することはできない。

(解散)

- 第22条 本会の解散は、理事会及び総会の議決を経て、解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第23条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(細則)

第24条 本会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

(附則)

本会則は、2008年4月9日より施行する。

(附則)

本会則は、2009年5月12日より施行する。

(附則)

本会則は、2010年4月27日より施行する。